

同行援護サービス重要事項説明書（令和6年4月1日現在）

1 事業者の概要

名称	医療法人社団 八葉会
法人の種別	医療法人社団
法人の所在地	東京都足立区西新井本町 2-23-1
法人の電話番号	03-3898-7471
代表者氏名	理事長 大石 宏
法人が所有する 営業所の種類・数	病院・介護老人保健施設・通所リハビリテーション・訪問看護・居宅介護支援・訪問介護

2 本事業所の概要

事業所の名称	総合訪問介護事業所 フレディ
事業所の所在地	東京都足立区扇 3-26-12
事業所番号	同行援護 1312102187（平成35年12月31日指定） （令和6年1月1日更新）
営業日、営業時間	月曜日～土曜日（祝日及び12月30日から1月3日を除く） 午前9時～午後5時
サービス提供日、時間	電話等により24時間連絡が可能・提供は365日
サービス提供地域	足立区
事業の目的及び運営方針	<p>（目的）医療法人社団八葉会が開設する総合訪問介護事業所フレディ（以下「事業所」という）が行う同行援護の事業（以下「同行援護等事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「同行援護介護員等」という）が障害者（児）に対し、適正な同行援護等を提供することを目的とする。</p> <p>（運営方針）事業所の同行援護介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
第三者評価の実施状況	当事業所は第三者評価を行っていません。
職員への研修の実施状況	年度計画を作成し定期的実施。

3 事業所の職員体制（令和6年4月現在）

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	
サービス提供責任者	3		3	介護福祉士
ヘルパー		13	13	介護福祉士 初任者研修等
事務員	0			

4 主たる対象者

障がい者（視覚障害）認定のかた（アセスメント票により一定以上の点数があること）

5 提供する居宅介護サービス

(1) 同行援護サービスの内容

視覚障害により移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際に必要な援助を行う。

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ③利用者の同居家族に対するサービス

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（同行援護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。

詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。

同行援護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数（下記表）に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となります。

月合計給付単位数（①基本サービス単位数＋②加算単位数）×1単位の単価＝サービスに要した総費用

※同行援護サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

詳細は【契約書別紙】もご参照ください。

① 基本サービス単位数表 日中時間帯（午前8時～午後6時までの間）

・下記表の利用料（居宅介護サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（1級地；特別区）の1単位単価（11.20円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています（1円未満の端数は、端数金額を四捨五入算定しています。）。

同行援護サービス基本部分	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	191	2,139円	214円
30分以上1時間未満	302	3,382円	339円
1時間以上1時間30分未満	436	4,883円	488円
1時間30分以上2時間未満	501	5,611円	561円
2時間以上2時間30分未満	556	6,227円	623円
2時間30分以上3時間未満	632	7,078円	708円
3時間以上（+30分ごとに）	697（+66）	7,806円 （+739円）	781円 （+74円）

・2人の従業者により居宅介護を行う場合は、2人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。

各ヘルパーの所定単位数で算定します。

上記以外で、利用者が希望する場合は、利用者から介護給付費相当の額をいただきます。

・3級ヘルパー等が居宅介護サービス提供にあたる際は、所定単位を減じて算定します。

（同行援護は非該当です）

身体介護 所定単位の30%減

家事援助 所定単位の10%減

・初任者研修課程修了者のサービス提供責任者として配置されている場合の減算

居宅介護職初任者研修課程修了者をサービス提供者として配置し当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定の10%を減算します。

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

○ 夜間早朝加算 夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の場合は、①の単位の25%増

○ 深夜加算 22時～6時の場合は、①の単位の50%増

○ 緊急時対応加算 1回につき100単位

居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護を利用者の要請を受けて、24時間以内に行った場合に算定します。

○ 初回加算 200単位/月

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者が居宅介護サービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。

○ 利用者負担上限額管理加算 150単位/月

利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定します。

○ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（基本単位+加算単位）の1000分の402相当単位/月

当該事業所では、職員の処遇（賃金等）改善を図っています。

事業者は、区市町村から法定代理受領により、居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。

法定代理受領を行わない居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

(2) その他、同行援護サービスに係る費用について

① 交通費

通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は利用者の実費負担となります。

②記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

(3) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、月末までにお支払いください。

支払いは、現金又は振込でお願いします。

7 同行援護サービスの利用方法

(1)同行援護サービスの利用開始

①同行援護について介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者の同行援護サービス利用を希望される方は電話等でご連絡ください。

当事業者の同行援護提供に係る重要事項についてご説明します。

② 同行援護サービス利用が決定した場合は契約を締結し、同行援護計画を作成して、同行援護計画の基づき居宅介護サービスの提供を開始します。

契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。

ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③ 同行援護サービスの提供に当たっては、適切な同行援護サービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 同行援護サービスの終了

①利用者が当事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。

ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知で

も契約を解除することができます。

- ② 当事業者が正当な理由なく同行援護サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者が同行援護サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1か月以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や利用者の家族等が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解除し、同行援護サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を廃止又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、居宅介護サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ② 利用者が施設に入所した場合
- ③ 同行援護の介護給付費支給期間が満了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ④ 利用者が亡くなった場合

8 緊急時の対応方法

同行援護サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じ下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については事業所は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	公益財団法人全国老人保健施設協会 訪問介護事業者補償制度
補償の概要	損害賠償

10 サービス内容に関する苦情について

① 当事業所窓口

担当：サービス提供責任者 _____ 電話 03-5647-4188

事業所苦情等相談窓口 管理者 鈴木靖敏 _____ 電話 03-5647-4188

受付時間：月曜日から日曜日（12/30～1/3 を除く） 9：00～17：00

② その他

当社以外に足立区の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9～17時

③ 手順

1. 苦情発生
2. 管理者およびサービス提供責任者が当該担当訪問員へ状況、事実確認
3. 処遇、処理について上長および関係機関、必要に応じ区市町村へ報告し、利用者およびその家族へ再発防止策の説明と共に謝罪
4. 検討の結果、翌日までには具体的な対応をする
5. 記録を台帳に保管し再発を防ぐために役立てる

11 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

- ・当事業所は感染対策指針を整備します
- ・当事業所は、感染対策の防止のための委員会の開催・従業員に対する研修の実施・訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます
- ・感染症が蔓延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ電話装置等を活用し実施します。その際は厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守します。

12 非常災害発生時の対策

- ・当事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ・防災対策：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導灯、必要な措置

を講じます。

- ・防火設備：消火設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき消防計画等の防災計画を立て、法人と連携し実施します。

1 3 業務継続計画の策定

- ・当事業所は大地震等の自然災害、感染症の蔓延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練（シミュレーション）を定期的に行います。

1 4 人権擁護と高齢者虐待防止について

- ・当事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を応じます。
- ・当事業所は虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	医療法人社団八葉会 総合訪問介護事業所フレディ 虐待防止委員会 委員長 小倉みぐみ
-------------	--

- ・当事業者は虐待防止のため指針を整備します。
- ・当事業所は虐待防止のため定期的な委員会の開催・従業員に対する研修の実施に取り組みます。
- ・当事業所は苦情解決対策を整備しています。
- ・当事業所は身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- ・当事業所は身体的拘束等の適正化の推進のため
 - ① 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
 - ② 身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・当事業所は人権擁護・虐待防止・身体拘束防止に関する定期的（3カ月に1回）委員会の開催・従業員に対する研修（入職時と年2回）の実施に取り組みます。
- ・サービス提供中に当事業所の従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかにこれを区市町村等に通報します。

1 5 ハラスメント防止対策について

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づきセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
 - ・ハラスメント対策強化のためのマニュアルを作成します。
 - ・定期的な委員会の開催・従業員に対する研修の実施に取り組みます。
- 2 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁じます。
 - ① 従業員に対する身体的暴力（直接、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす更衣）
 - ② 従業員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷付けたり、貶めたりする行為）
 - ③ 従業員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等）

3 当事業所は相談窓口・担当者を選定します。

ハラスメント対策強化のための 窓口	医療法人社団八葉会 総合訪問介護事業所フレディ 電話 03-5647-4188 FAX 03-5647-4187 ハラスメント強化委員会 委員長 加藤由美子
----------------------	---

1 6 秘密保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は従業者に業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）

説明日 _____ 年 月 日

●同行援護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 医療法人社団 八葉会
事業所 総合訪問介護事業所 フレディ
所在地 東京都足立区扇 3-26-12 印

説明者 サービス提供責任者
氏名 _____ 印

●私は、契約書及び本書面により事業者から同行援護サービスについての重要事項の説明を受けました。

御利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

御家族 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人選出理由 _____